

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。

今日が一般質問の最後、最終の出番となりました。最後までどうかよろしくお付き合いのほどお願いいたします。

まずはじめに、有機畑作で農業振興について伺います。

児童生徒の学校給食に地場産の食材で安心・安全の有機食材の提供を考えないでしょうか。有機野菜づくりを指導するのはどうしても農業担当課がイニシアチブを取って協議会を設置しなければならないと思います。生産者と教育委員会が一体となって、献立を中心とした食材をどのように提供するかという毎月の会議を行うことによって提供が可能であるということは、千葉市のいすみ市で実践されております。有機食材ではないのですが、さきの議員研修で訪問した際、東京都日野市でも同じく地場産農産物を学校給食で食べてほしいということから数十軒の農家が少しずつ出し合っているということが話されました。やはりここでも中心になっている話をしてくださったのは、農業振興課の方です。共通しているのは、市長が並々ならぬ考え方があるということでした。

有機栽培については、「有機農業をめぐる事情」と題して農林水産省農産局農業観光対策課が令和6年9月9日に更新して53ページにわたって分かりやすく表されています。それによると、環境保全型農業直接支払交付金が令和6年269億円予算化されています。有機農業支援策として技能取得支援指導員養成・育成や民間団体または企業向けにも支援策もあります。有機農業を地域振興を考える自治体ネットワークは、109市町村24件、すいません、ネットワークが109市町村24件で、4団体が参加しています。秋田県は大潟村と、それから大館市がここに載っていました。学校給食における有機農産物の活用に取り組む市町村は、今合わせて令和4年で193市町村になっています。

本町に照らし合わせますと、まず耕作放棄地を有効活用して有機農産物として町が推奨することで、学校給食のみならず産直に安全・安心の野菜を品数豊富に提供する。有機野菜の価格は高く、国は輸出も支援しています。八峰町での農業振興は、有機栽培で取り組む専門職員を配置して取り組むという考え方はないでしょうか伺います。

次に、加齢難聴者の補聴器購入に支援策をについて伺います。

加齢難聴は、加齢とともに聴力が低下していくことです。78歳以上の7割が加齢難聴に該当していると言われております。加齢難聴を放っておくと、周りの人と会話がうまくできなかったり、そして参加できなかったり、コミュニケーションをとることが難し

くなったりして、認知症や鬱の原因となることがあります。私の周りでも、家庭の中でじいさん、ばあさんに何ぼしゃべっても駄目だ、聞こえない、電話も出てくれないという話をよく聞きます。家庭の中で孤立してしまってるということが現状にあります。みんなにいたるところにはとっても行けないという声も聞きます。

早期発見が大切と言われております。特定健診時にアンケート的な質問票がありますが、世界的に使われている検査ですけれども、これを受けて、認定補聴器技能者は様々な会社とかいろんな仕組みがありますけれども、こういう方を配置して補聴器購入へ導くことが必要ではないでしょうか。ところが年々性能が良くなって、集音器から外出にも向いたIT機能が内臓されたようなものもありますが、高額でキリがありません。最低でも13万円は、両方で13万円かかると言われております。生活困窮者にはとても手が出ません。国への保険適用を申請、陳情することも各団体でやっております。八峰町も議会でこの陳情が出され、意見書が提出されております。助成を考えないでしょうか。1年に10人5万円助成しても50万円で済みます。健康寿命を伸ばして快適な生活を送ってもらうということは、町にとっても高齢者一人一人が医療や介護の負担を軽減するという点で経済的にも有効な対策ではないでしょうか。この考え方を伺いたいと思います。

そして最後に、配食サービスの事業の意義を生かして拡充をについて伺います。

この事業の目的は、在宅の一人暮らし老人などに対し、配食サービスという食生活の自立を目的とした一連のサービスを提供することにより、食事を作る機能を維持または改善を図るとともに、安否確認を行う、配食事業としては本当に大事な役割を果たしていると思います。この事業を生かして高齢者などに関わっていただきたいと思います。本当に思って期待をしております。

対象者65歳以上の一人暮らし、75歳以上の二世帯、重度身体障がいとあります。申請を提出することになりますが、拒否されるケースがあります。3条にある高齢者サービス調整会議のメンバーと目的はどのようなものなんでしょうか、お知らせください。

夫婦のどちらかが全く調理ができなくなり、調理したことのない男性が調理できると判断される、これは介護認定となっている奥さんのケアマネージャーがだんなさんの状態を判断して、ケアマネージャーが町に報告をして、それで町はそれを受けて拒否をされる、こういうケースになっております。このような仕組みになっておるんでしょうか。

また、介護に関係ない重度身体障がい者は、どのような障がいのことなのか。精神障がい者一人暮らしもかなりいるのではないのでしょうか。この点もお知らせください。

身体障がい者の一人暮らしはどのくらいかということです。それも含めて、高齢者が外出困難であったり、調理ができず偏った生活を送っているようであったら、本来の目的に合わないのではないのでしょうか。障がい者の枠を広げて事業を進めていく考えはないか、一緒に伺います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、有機畑作による農業振興の学校給食についてであります。

有機栽培は、農林水産省の「有機JAS規格」を満たす栽培方法で、代表的な基準としては、「堆肥などで土づくりを行い、禁止された農薬や化学肥料を使用せず、遺伝子組み換え技術を使用していない」品目であります。学校給食に限らず有機野菜を食べることは、子どもたちにとって大事なことでと考えております。

現在、町内においては販売先がないことや病虫害対策、雑草の管理が困難など、手間が掛かり増しになることに加え、反収が上がらず、儲けに繋がらないとの声もあり、農業経営者からは有機栽培は難しいと聞いております。

一方、国では、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を進めており、2050年までに有機野菜市場や面積の拡大などを図ることに取り組んでおります。

今後は、こうした国の動向を注視しつつ、町内における有機野菜栽培の課題を整理しながら、導入の実現性を探ってまいります。

次に、有機畑作による農業振興のうち、耕作放棄地についてであります。

町では、人口減少や高齢化率の上昇、農業従事者の減少などにより、5年前と比較し、耕作放棄地が42ha増えております。

こうした状況は、雑草や害虫の発生に加え、クマやサルといった害獣の行動圏にもなり、周囲の農作物の被害の拡大に繋がるものと考えます。

このため町では、地域住民と一体となって中山間直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に取り組んでいるほか、農業委員会では、遊休農地解消活動事業として毎年6月に農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名の計26名により、草刈りや耕起

作業を行い、荒廃農地の拡大防止に努めております。

また、有機野菜のブランド化につきましては、耕作放棄地の解消を目指す上で有効な対策の一つと考えますが、前述のとおり多くの課題があることから、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、「補聴器購入等への支援制度」についてであります。

ご承知のとおり、現在町で実施している特定健康診査については、法律により検査項目が決められており、その目的は糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見であることから、聴力検査は含まれておりません。

このため、専門的な難聴検査につきましては、特定健診ではなく耳鼻科などの医療機関を受診していただいた上で、適正な対応に繋げることが妥当であると考えております。

また、高齢者への補聴器購入に係る新たな助成制度の創設については、現時点において聴覚障がい者への助成事業があることに加え、町の財政状況を踏まえると厳しいものと考えますが、認知機能の低下予防などの効果があると言われていることも認識しておりますので、引き続き国や県内の動向を注視しながら、その必要性について判断してまいります。

次に、「配食サービス事業」についてであります。

町では、生涯にわたって心身ともに健康で、年齢や性別・障がいの有無などに関係なく安心して暮らせる社会の実現のため、地域福祉計画や地域福祉活動計画を策定しており、高齢者や障がい者等に対する支援の一つとして配食サービスを実施してきております。

配食サービスは、合併前の旧八森町では平成10年から、旧峰浜村では平成12年から行っており、合併後も利用者の負担を1食200円に維持しながら今日まで継続している事業であります。

議員ご指摘の心身に障がいのある方については、配食サービス事業実施要綱において対象となっており、申請時に高齢者サービス調整チームの実態調査により妥当と判断された場合には利用が可能となります。

また、調整チーム会議は、男女の差別をすることなく調理の可否を判断するほか、重度身体障がい者の程度についても、調査により総合的に判断しております。

この調整会議のメンバーは、高齢者サービス調整チーム設置要綱の記載のとおりとなっており、月2回の定例会議を基本とし、配食サービス希望者の実態調査を含め、

様々な情報を共有・協議・検討しながら、個々の高齢者のニーズに即した各種サービス等の総合的な推進を図っております。

なお、障がい者の一人暮らし世帯については、町内で合計156名となっており、内訳としては、身体が122名、精神が23名、知的が11名となっております。

いずれにしましても、配食サービスは高齢者や障がいのある方への一つの支援事業であり、このほかにも買い物支援や調理補助などのサービスを提供する障害福祉サービスもありますので、これらの制度を合わせてご利用いただくことによって自立支援に繋がっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） はじめの有機畑作について、町長の答弁がありました。確かに有機農業は手間がかかって大変っていうことは本当に分かります。化学肥料を使わないで土壌改良して、鳥の糞とかね牛の糞とかそういうのを使って土壌改良して行う、それはまあ普通の農家であればもうやっていることです。生産する以外の人たちはね、そんなに化学肥料とか、まあうちもそうですけれども、ほとんど使わないで野菜を作ってますけれども、それをね、やはり町としてどう取り組むか。で、やはりこういう地場産業、地場産の野菜、そして有機野菜っていうのは、どこに視点を置くかといえはやはり子どもたちに安全・安心のものを食べさせたいという、そこが私の知ってる範囲では、いすみ市と、それから日野市の考え方であります。そこから出発して、じゃあどうやったら広められるのか、そして学習を重ねていくのかっていうのは、やはりトップの人のその力の入れ方、今の農林水産課ではそのような担当の方は多分おらないと思います。そのためにもですね、有機野菜を本当に農業の担当者の方が力を込めて、まあ今の八峰町の農業は米が主体ですけれども、やっぱりこんなに耕地が、耕すところもあるし、技術を峰浜地区の人たちは持っていると思います。そこでやはり農林担当課の人たちが本当に農業の取得、また農業をやって、じいさん、ばあさんでも少しの収入を増やすというこの目的が同時に達成されるということで、本当にこれは町の農業振興に繋がっていくと思います。

とにかく産直を見ても野菜の種類が本当に少ないです。ぶりこはほとんどもうないも同然ですけれども、そのような、まあ町の考え方として、農林水産課の方で担当課を設けて、それで産直に安心・安全の野菜を届ける、それから学校給食の子どもたちにこれ

を使わせるという、こういう呼びかけで農家の人たちの耕作面積のある人、まあそれで利益が出てくれば耕作放棄地の方にも力を入れていくという、こういうことができると思うんですけども、今の状態ではほとんどこの施策が見当たりませんが、このみどりの給食事業は将来的に有機野菜に繋げていく、国でもこれを推奨してると思うんですけども、具体的に今まで話したことと併せて、この事業をどのように進めていく考えなんでしょうか。

- 議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。
- 町長（堀内満也君） 見上議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも私少し触れましたけれども、子どもたちの成長を考えるとですね、まあ有機野菜を食べて成長するっていうことは非常に大事なかなというふうに思っております。見上議員からもありましたけれども、当然ながらですね家庭菜園等で作っている野菜については、皆さんそれを意識しながら取り組んでいると思いますけども、やはりこれを商業ベースでってなるとなかなかやはり難しい課題があるんだろうというところがございます。当然ながら有機野菜はですね子どもたちの成長だけでなく、その産直にも卸しやすいというようなところもあろうかと思っておりますけども、なかなかやはり商業ベースになると量も出せないというような様々な課題があるのかなというふうに捉えているところがございます。

いずれ有機野菜作るのは多くの課題があるということでございますので、引き続きですね農家の皆さんとも意見交換しながら、そしてまた国で取り組んでる事業もありますので、そういったところをしっかりとですね動向を注視しながら、今後町の事業にどういった形で反映できるか検討してまいりたいというふうに考えております。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。
- 8番（見上政子さん） 先日、県立の農業大学のホールで、この千葉県いすみ市のオーガニック給食と有機農業産地ということで私も県立大学の秋田キャンパスに行って話を聞いてきました。それを話したのは千葉県いすみ市農林課有機農業推進班班長っていう人です。で、やはりこの、ここのいすみ市の場合は、まあ先ほども言いましたように学校給食で使いたいということから出発して、まず米の有機栽培、これはJAとタイアップして、本当に出発はもう有機栽培やる人と手挙げたら1人しかいなかったっていうことで、そこから始まってJAにも説得して、もう本当に2014年からですから10年近く

前からこれを進めてきて、それで目標を決めて、まず最初に有機米、全小学校へ4 t、そして16年には16 t、で、学校給食有機米100%、これを目指してきたのは、この市長の並々ならぬ力がありまして、この市長もやっぱりどっかに行って、何か研修に行ってすごいこう賛同して、これに取り組むということをやったみたいです。ですので、それからこの担当課の人は本当にもう必至の思いで説得して、農業委員会、農業担当課の職員が教育委員会、J A、それから生産者の人たちを説得して、それで今では、いすみ市のその農家数は有機栽培は最初は5 %も満たなかったのが、今は、耕作面積がですね5 h a くらいだったのが今は40 h a で、農家数も5 軒だったのが今29軒ということで、これは何でかといえば、付加価値がついて米が非常に高く売れるということで、それが実績とともにやってみる。で、それがJ Aと一緒にあって、今では「いすみっこ」という有名なブランド、農産物のブランドが出来上がっております。で、まあ町、市全体がこういう雰囲気になってきますと、学校での有機給食をやっているということで、議員の皆様もご存じだと思うんですけども、今ここに研修に行きたいといえば、もう日程が何年か先まで予約取れません。私たちも諦めたんですけども、まあそれで日野市に行ったんですが、この幸いなことに私はここで担当課の職員の話聞いてきましたけれども、これを宣伝するのはもう宣伝費はゼロ。子どもたちが有機野菜の給食を食べている、これがもう最大の宣伝だということです。こういう意味からして、それで有機野菜もですね付加価値がついて高く売れるということが農家の人たちも分かりましたので、それに今、野菜の有機栽培の取り組みは米と違ってもうもうその担当課はほとんど寝ないで休みもなかったってことらしいんですけども、やっぱりトップとその職員が一体となって初めてそれが実現する、これができないこともできる、何事もそうなんですけれども、それが可能になったということではないでしょうか。そういう意味です、やはり町の方でも担当課をつけて八峰町の農業全体を考えた場合、米だけではなくて野菜を作る耕作面積もあるんだから、じいさん、ばあさんの手間、数十軒が登録してるんですよ。で、給食に出すのは本当に1万か2万の手取りにならない、それしか取れない時もあるし、もっと来る時もあるし、そういうことで高齢者もやっぱり意欲が出てきているということを鑑みた場合、もう一度町長こうトップとして取り組むことを考えないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 少し質問がですね、あちこち飛んでるなというような感じで受け

ましたけども、先ほど来申し上げておりますとおり、なかなか課題があるというようなことでありましたので、まずはそうした課題を整理することが大事なんだろうなというふうに思っております。そしてまた、まあ私と役場職員ですけれども、まあ普段からですね意見交換をしっかりとしておりますので、そういった中でですね、この有機野菜についてどういった感触があるのか、どういった課題があるのかというのを改めてですね、しっかりと整理してまいりたいというふうに考えております。そしてまた、学校給食にそれを取り組んでいくとなると、やはり教育委員会との連携も大事でございます。普段からですね、どのぐらいの野菜を1食当たり使ってるのかですとか、あるいは冬場どうするんだとかですね、そういったところ様々な課題があると思いますので、まあ改めましてですね、そういった課題をしっかりと整理した上で今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今すぐ質問して、やりますってということは、到底私もそういうことはできないと思います。ただ、やはりね町長の頭の中に、こういうオーガニックの給食が将来的には必要である、そのためには農林課の人たちに尽力してもらおう、そういう体制を是非取ってもらいたいと思います。今、全国でもこの取り組みが、学校給食にオーガニックってということが進められております。で、いろんな資料もいっぱいありますので、是非ですね給食に使うということは地元の農業振興にも繋がるということを考えていただいて、これからの取り組みにしていきたいと思います。

答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 次に、加齢者難聴の補聴器購入の支援制度について伺います。

本当に75歳以上、まあ70歳……

立ってしゃべるんだっけか。すいません。はい、失礼しました。

75歳以上、まあ65歳から高齢者に入りますけれども、本当に耳が聞こえない。それでテレビでもよく宣伝してるので集音器を使ってみたけども、テレビを見る時はいいけど雑音が入ってもう大変だという、それから補聴器の方に進みたいんだけど高額である。私もちょっと補聴器を買いたいという人に付き添って、その検査する人とそのうちで一緒に付き合ってみました。初めて私もそれを見たんですけれども、もうコンピュー

ターでどの音が一番聞きづらくて、どの音はその邪魔になるかというのをもうコンピューターで調べて、それで、それを内蔵して耳、集音器は後ろの方に拡声器ついてる、あれついてるんですけども、それは前の方についてるので、前から来た音が自分の一番弱い音をキャッチして聞けるということで、これは大変画期的なものが出来上がってると思います。

ただですね、値段聞いてやはりよくよく考えたらやっぱり俺の年金ではとても払えないって結論になりました。13万円、両方で13万円なんですけど、やはりいろいろ調べてみますと両方につけないとやはり効果がない、片方だけでは駄目だということがあります。この両方の耳に補聴器をつけた場合、最低安くて13万円。とてもじゃないが、やっぱり無理だということになりました。で、その人は本当にもう人の話も聞こえなくて困ってる人なんですけれども、そういう人がねいっぱいいると思うんです。ただやはりいざお金を払うとなると、やっぱり無理だ、できない。お金がね潤沢な人は、パナソニックでも今やってますけども、見れば20万円、30万円、40万円が普通です。お金はある人はいいんですけども、やはり生活困窮者には無理だなというところが結論です。

そういう意味でもですね、是非、今、全国、まあ首長さんたちも請願・陳情を出して、地域では首長さんが陳情を出して国の方に補聴器の保険適用とか、それから国の補助をやってほしいということが出されております。八峰町もですね私調べてみましたら、出てました。加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情が、これが全会一致で採択されています。提案理由としては、加齢性難聴者が補聴器を利用することで安心して生活、社会生活を送ることは、難聴者本人はもとより、地域においても重要なことであり、公的補聴器制度の創設は必要と判断されるためということでもあります。是非ですね、まあ皆さんも全会一致で賛成してることですので、今、高齢化になって、出ていきたいけども家の中に閉じこもってればもう鬱になってしまう、家族からあてにされない、どうせしゃべっても何も聞けねえしって、電話も出てけねし、母さんともものしゃべっても、あど母さんさものしゃべらねえっていう、こういう一緒に住んでる息子の声があったりしてね、そういう孤立させないためにも、是非ここで補聴器をつけてみたいなと思えるような意欲を持たせるような施策を町で是非考えてもらえないでしょうか。50万円は毎年毎年10人としても財政的には厳しいという、新規事業は全て厳しいということ言われますけれども、これ長期的に考えた場合に、難聴で介護の認

定を受けたり、外出できなかつたりして、それでけがをしたり、いろんなことがあった場合に、これは医療費とか介護サービスの方に町の金が出ていくわけです。ですから一人でも多く健常者が家でそういう制度を使わないで暮らしてもらうためにも、これは高齢者に対する長期的な投資であって、町の経済も影響を受けないのではないかと。50万円の投資は、これは投資と言えば非常に申し訳ないんですけども、お金を費やしてもこれは損にはならないと思いますが、いま一度ですね、先回の際は町長もちょっと周りのあれを見ながらっていうような答弁でしたけども、その後何か変化はないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁とかぶるところがあるかと思いますが、見上さんもお指摘のとおりですね、町の財政状況を踏まえるとなかなか厳しいかなというところがございます。ただ一方ですね、やはりその補聴器がないとですね認知機能の低下、補聴器があれば認知機能の低下の予防にも繋がるといったような話も私も聞いているところでございますので、まあ町単独で実施というよりはですね、しっかりとこれ国の制度、あるいは県の補助、こういったところがやはり必要だろうというふうに考えておりますので、引き続きですね国・県、こういったところの関係機関の状況をしっかりと注視して今後の対応を判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 特定健診は法的にやっちゃいけないということになってるんですか。別の項目を特定健診でやれば、これは違反になるということなんでしょうか。町独自で別室を設けて、ファガスでやった場合はちょっと研修室をちょっと場所を取ってやるとか、そういうことも考えられると思います。で、世界的な難聴検査の、私ちょっと出てこないんです、簡単な10項目くらいあって、どうですか、どうですかっていうレ点で印をつけて、それであなたはやっぱりちょっと受けた方がいいですねとかそういうものなんですけれども、いや、やればできると思うんですね。法律的にやってはいけないというもので、町独自にやることも違反なのかどうなのか、お聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの再質問にお答えします。

法律でやってはいけないということは一つありませんけれども、現在契約している保健事業団様の方から提案されるメニューの中にもこの聴力検査に関してはございませんので、我々としましても法に従って特定健診メニューをやっていくということであり

ます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあせめて新規は難しい難しいということですがけれども、ただやっぱり町の福祉課になるんでしょうか、高齢者の難聴について担当する課を改めて設けてもらって、それでいろんな集会とか高齢者のいろんなのありますよね、そこにアンケートという、世界的に検査を進めてるアンケートっていうのがあるんです。そこで調べてもらうとかそういう取り組みをですね、高齢者、ほかの方では難聴課とかいろんなこう高齢者対策の課が設けてるみたいですがけれども、そういうことを新規の事業として考えていくつもりはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 難聴課という独自の課というのは非常に難しいかなと思いますけれども、いずれ担当がですねいろんな仕事抱えてる中でも、やはりその難聴というところはひとつありますので、引き続きですね現体制でしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私の発作的な言葉の発言であれですけど、要するにですね、高齢者が快適に健康で暮らしていくためには、この加齢難聴についてよく知ってもらう、家族の中で孤立しない、社会的にも孤立しないというこの取り組みをせめて行ってほしいということで付け加えたいと思います。

加齢難聴についてはこれで終わります。

（「議長。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） はい。

（「休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。7分より再開いたします。

午前11時02分 休 憩

.....
午前11時07分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番議員、配食サービス事業についての再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 休憩挟んでしまったのでちょっと拍子抜けしたところもあるんですけども、まあ配食サービスそのものの目的というのは大変いい目的、ちょっと意味不明なところもちょっとこうありますけれども、これはちょっと改善、もっと分かりやすくまとめた方がいいのではないか。これをホームページに出した場合にちょっとやっぱり分かりにくいというかね、目的のところ。

で、目的としてはやはり配食サービスを通して食のその何ていう、バランスよく食事をしてもらう、そして食事の指導も入るのかどうなのか、支援ということも書いてますけれども、これがやっぱり一番だと思うんですね。で、まあ私も断られたっていうケースを何件か聞いてます。ただこの中には、どういう場合に断られるのかっていうこの項目がないわけですね。まあ65歳の一人暮らしで、まあその人は車があって買い物ができるから断られたということで、断られた、この断るその根拠っていうか、そこら辺が文書化されてないのです。で、もっとやっぱり重視しなくちゃいけないのは75歳以上の夫婦の二人世帯の場合、もう少し詳しくですね、一人が調理が、男性で75歳になって全く調理したことない人、カップヌードルでお湯かけて食べるだけしかできなかった人が奥さんが介護2になって、ケアマネージャーが判断をしたということですけども、ケアマネージャーがこの配食サービスの有無を決めるその役割を果たしているのかどうなのか。そういう役割があるのかどうなのか。で、これは介護の事業ではないのです。一般の人たちに対する65歳以上75歳、夫婦、それから重篤な障がい者ということですので、介護のサービスじゃないのにどうしてそのケアマネージャーがそういうことを判断をして、町へこの人はやったことないんだけどやれますよというようなこと出して拒否されたのか、それはやはり周りの関係する人たちで非常にやっぱり疑問に思っているところであります。ですから月2回の定例会議を開いている、そのメンバーというのはケアマネージャー、社協のケアマネージャーとか、ケアマネージャーも入っているのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの再質問にお答えします。

はじめに、調整会議のメンバーということでそちらの方からお話しますが、資料の方に調整会議の要綱を添付しておりますので、そちらの方をご覧いただきたいのですけれども、その中の第3条に「調整チームは、次に掲げる者をもって構成する。」とありま

して、ご覧のように詳しくは省略しますが、ケアマネージャーだけではなく、あらゆる関係の職員も必要に応じて招集してやっていくということになっております。で、先ほどケアマネさんだけがその可否を判断しているというような話ありましたけれども、ケアマネさんや、障がい者でありますと機関相談支援センターの職員さんが現状を調査して、その状況がどうだったのかということで調整会議の中で諮って、その配食サービスの提供がいか悪いか、そういうのを決めていくということになっております。

それと断られたケースというような話なんですけれども、今年もあったんですけれども、却下された経緯については、ご夫婦でどちらも介護認定がなかったという夫婦がございました。ご夫婦がございました。その方は、正に議員がおっしゃったとおり妻に調理を任せており……

○8番（見上政子さん） 聞こえません。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 夫は食事の経験がないということだったんですけれども、調整会議ではその方目線での調理経験があるかないとか男とか女とか、そういうことではなくて、健康かどうか、調理が可能かどうかということで判断してこれは却下したという面がございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） すいません、もうちょっとゆっくりはっきり、それこそ私もその年齢の枠に入ってきたのか分かりませんが……

調理ができるか、できないかということは、申請書、配食サービスの申請書ありますよね。そこに項目を詳しく書き込むことになってます。まあ窓口でもそうですけれども、ここ、こういうわけで配食のサービスを受けたいんだけど、家庭の状況を鑑みてお願いしますということなんです、この申請書をもってそれで定例会、月2回定例会開いてるんですか、この中で話し合うとか。で、その判断基準というのが窓口で話しただけでは通用しないのか。これをケアマネさんは、たまたまその人は一人が、奥さんが介護の認定を受けてるので、介護2の認定を受けてるので、その人の担当のケアマネが旦那さんは調理できますよということで判断されたということなんです。まあそういうふうに簡単に判断されては非常に困ると思うんですよね。まあ75歳過ぎて車も使えなくなって、それで買い物も大変、そして今まで奥さんの調理はしたことがない、そういう人がね、ただカップヌードルだけだば作れるよ、俺の父さんっていうことの人たちがね、

果たして栄養のバランスがとれた食生活ができるのかどうなのか。まあこの家庭はですね奥さんが介護の認定を受けてますので、まあ調理ができませんので毎日納豆だけ食べてます。納豆だけ。で、冷蔵庫の中見ると、たまごと豆腐しかありませんでした。で、父さんは豆腐を食べる。で、豆腐と、母さんはたまごは食べれないので毎日納豆だけ。で、それで父さんはカップヌードルの湯っこかけるしかできねえっていう、こういうことをちゃんと調査されたのかどうなのか。それで断られる。こういうことはね申請書の紙にちゃんと書いてですね、その申請書を出してくださいということで調査するんだったらいいんですけども、ケアマネが来て、あ、父さん大丈夫だっていうことで判断されて町もそれを真に受けてるといふ、こういうことではね配食サービスそのものは何なのかということが問われると思います。

で、今こういう高齢者はですね夫婦とも出てくるといふ思います。車の運転ができなくなった。どちらかが介護の認定。もしかして二人とも介護の認定を受ける場合に食事を作ることができない。偏った食事になってしまってるっていうことで寿命を短くしていったようなことのないようにしなくちゃいけないと思うんですが、この今、月2回の定例会は申請書を提出してもらって決めていることなんでしょうか。それとも聞き取りによって決めてることなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

申請書のみなのか、実態調査をしているのかということなんですけれども、申請書に基づきまして、調整会議の中の例えばケアマネさんであるとか障がい者機関相談支援センターの職員であるとか、そういった方が実態調査をして調整会議の中で総合的に判断しているということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） それじゃあ、そのケアマネが申請書を出したということになりますね。文書が出てるといふことは、そういうふうにして私は判断をします。そういうことをやっていいんでしょうか。これは介護のサービス事業ではありません。もっとですね、この意味を生かして、75歳以上の夫婦がどういう生活をしているのか、町でしっかり把握して、せっかくできたこの制度を、これを要望した人たちには与えていく。本当に月水金に200円の弁当が届いてくれれば大変助かるんですよ。納豆しか食べたこ

とない人でも、やっぱりご飯も温かいご飯と、それからおかずも食べられるということで、このおかずで2日間繋げるという人もいます。そういう意味でね、これを是非、新しい人はその、多分、町の本心ではもうとにかくお金がない、お金がないで、もうこういう人たちもやっぱり切られるのかということが非常に私は身に染みて残念に思います。

それとですね、先ほどの答弁では、まあ障がい者も該当するということでしたけれども、重篤のその障がい者、身体障がい者、精神障がい者、こういう人たちも含めて障がい者は申請すれば配食弁当を利用できるということなののでしょうか。この障がいの程度ってあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問にお答えします。

要綱にある重度身体障がい者という定義なんですけれども、ここでは法に基づくとかそういうことは明記されておられません。何度も言うようなんですけれども、高齢者サービス調整会議の中で、その障がいの程度と実際の状態、そして調理ができるのか、そういったことを総合的に判断しているということでもあります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 身体障がい者が122人、一人暮らしがいるということです。精神障がい者も一人暮らしが23人。この人たちも、中にはやはり買い出しに行けないとか、それから雪が降った場合に、車はもちろん乗れない人たちもいると思うんですけれども、配食サービスを利用したいという期間限定でもね、いいですので、やはりこういうふうなことが受けられるんだよっていうのをもっとやっぱり知らせていくことが必要じゃないでしょうか。

とにかく先ほどからありますけれども、このホームページが非常に見づらいということがあります。で、三種町の配食サービス事業って検索すると、は一つと明るい配食事業はこうですよってということが、大変明るいムードで書かれております。で、詳しいことはこういうふうについていうことで。これを検索するのに非常に時間がかかります。もうちょっと一つ一つの項目を分かりやすく、それで利用者がじゃあやってみようかというこういうものに取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。その辺の宣伝と今後のことについてお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ホームページに関しましては全く議員のおっしゃるとおりで、その充実が図られていないというふうに感じております。それは町も社協さんも一緒だというふうに思いますが、今年度、高齢者のしおりということで社協さんからとても分かりやすいチラシが数十ページにわたって、そのチラシが全戸配布されました。それにとっても分かりやすく書いておりますので、障がいのある方もご高齢の方もそちらの方をしっかりとご覧いただきサービスに繋げていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これで時間となりましたので、8番議員の一般質問を終了します。